

～青森市国民健康保険被保険者の皆様へ～

## はり・きゅう・あん摩マッサージの施術を受けるとき

はり、きゅう又はあん摩マッサージ指圧の施術を受け、その施術について療養費の支給を受ける場合は保険給付の対象範囲が定められています。

どのような場合に保険証が使用できるか正しく理解し、適切な受診にご協力をお願いいたします。

### ◇保険給付の対象となる範囲

はり、きゅう	あん摩マッサージ
<p>慢性的な疼痛等の症状で医師による治療の手段がないもので、医師の同意を得ている場合 (文書による医師の同意が必要です。)</p> <p>(対象疾病) ・神経痛 ・リウマチ ・頸腕症候群 ・五十肩 ・腰椎症 ・頸椎捻挫後遺症等</p> <p>※同意する疾病について、保険医療機関にて処置や投薬等の治療(ただし、同意書の交付に必要な診察・検査は除く)を行う場合には治療が優先されるため、はり、きゅうの療養費の支給を受けることができません。</p>	<p>医師が下記対象適応症により医療上マッサージを必要とし同意している場合 (文書による医師の同意が必要です。)</p> <p>(対象適応症) ・筋麻痺 ・筋委縮 ・関節拘縮等</p> <p>※単に疲労回復や慰安を目的としたものや疾病予防のマッサージ等は対象外です。</p> <p>※保険医療機関にて医療上マッサージが行われた日は、同一の日にあん摩マッサージ指圧の療養費の支給を受けることができません。</p>

### ◇療養費の支払方法：受領委任制度について

療養費は本来施術を受けた方が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける「償還払」が原則ですが、保険証の負担割合に応じた自己負担額を登録施術者へ支払い、登録施術者が代わりに残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。

「受領委任」の場合は、登録施術者が施術を受けた方に代わり保険請求を行うため、療養費支給申請書に署名をいただくことが必要となります。

### ◇治療を受けるときの注意

- 保険証を使用して継続して施術を受ける場合は、定期的な医師の同意が必要です。
- 領収証は必ず受取り、内容を確認しましょう。

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 駅前庁舎  
青森市役所 国保医療年金課 国保給付チーム  
TEL 017-734-5343(直通)